



新 毎 日 新 聞

5月1日(水)
2013年(平成25年)

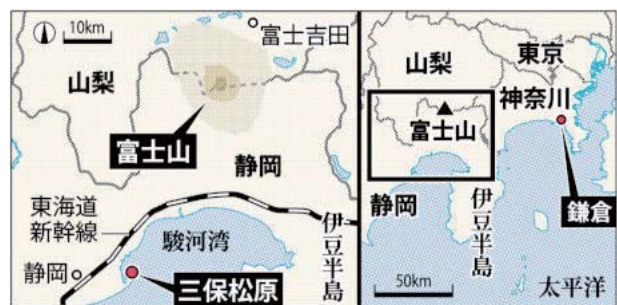
発行所：東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社

号 外

諮問機関 登録を勧告

ユネスコに「三保松原除き」

世界遺産への登録の可否を調査する「国際記念物遺跡会議」(イコモス、本部・パリ)は30日、日本が推薦していた「富士山」(山梨、静岡両県)を「三保松原を除き登録」、「鎌倉(神奈川県)を「不登録」とするよう、国連教育科学文化機関(ユネスコ)に勧告した。日本単独の推薦案件が「不登録」とされるのは初めて。今年6月にカンボジアで開かれる第37回ユネスコ世界遺産委員会で、正式に決定される見通し。「富士山」が登録されれば日本の世界遺産は11年の平泉(岩手県)、小笠原諸島(東京都)以来17件目。「不登録」の鎌倉は、断念も含めた根本的な見直しが必要な事態となった。



鎌倉は「不登録」

イコモスはユネスコの諮問機関で、各国から世界遺産に推薦された案件の現地調査などを行う専門家組織。文化庁によると、過去の事例からみて、イコモスが登録を勧告した案件は、世界遺産委員会でもほぼ間違いなく登録が認められる。「不登録」から「登録」になった例はここ5年では1例もないという。「不登録」とされた場合は、世界遺産にふさわしくないと判断されたもので、原則再推薦は認められない。制度上は、6月の世界遺産委員会にかけられる前に推薦を取り下げれば、再推薦の道が残されるが、その場合でもコンセプトや構成資産、範囲を大幅に変更して一から練り直さないと、イコモスの評価を得るのは困難で、早期の世界遺産登録への道が事実上、閉ざされたことを意味する。

富士山は当初は自然遺産としての世界遺産登録を目指し

欠かせないことから除外を認めない回答をしていた。鎌倉は92年に暫定リストに掲載されてから、22年越しの案件。当初は10年の登録を目指していたが、08年にユネスコが平泉を「登録延期」(その後11年に登録)としたことを受け、コンセプトの練り直しが必要と判断し、目標年を13年度に見直した。武家社会について「Home of the SAMURAI」と外国人にもわかりやすいフレーズを使って、既に世界遺産に登録されている京都や奈良との違いを分かりやすく打ち出したが、認められなかった。

【福田隆】

大変喜ばしい
山梨・静岡知事

富士山の世界文化遺産への登録勧告を受け、山梨県の横内正明知事は「勧告段階とはいえ、登録の実現を大いに期待できる結果で、大変喜ばしい。これまでの長年にわたる地元住民や関係者の多大な理解と尽力を思えば、万感胸に迫る」とコメント。三保松原の除外については「残念に思う」とした上で「今後は国や静岡県と連携を図りながら、6月に開催される世界遺産委員会に向けて万全を期したい」と気を引き締めた。

「富士山」の構成資産

- イコモスが登録を勧告した富士山の構成資産は次の通り。
- ①富士山域(山頂の信仰遺跡群)▽大宮・村山登山道
 - ②須山登山道▽須山登山道
 - ③吉田登山道▽北口本宮
 - ④富士浅間神社▽西湖▽精進湖▽本栖湖
 - ⑤富士山本宮浅間大社
 - ⑥山宮浅間神社
 - ⑦村山浅間神社
 - ⑧須山浅間神社
 - ⑨富士御室浅間神社
 - ⑩御師住宅(旧外川家住宅)
 - ⑪小佐野家住宅
 - ⑫山中湖
 - ⑬河口湖
 - ⑭忍野八海
 - ⑮出口池
 - ⑯お釜池
 - ⑰底抜池
 - ⑱同(鏡池)
 - ⑲同(湧池)
 - ⑳同(濁池)
 - ㉑同(鏡池)
 - ㉒同(菖蒲池)
 - ㉓船津胎内樹型
 - ㉔吉田胎内樹型
 - ㉕人穴富士講遺跡
 - ㉖白糸ノ滝

静岡県の川勝平太知事は「大変喜ばしいこと。登録に向けて大きく前進したと実感している。しかしながら、構成資産の一つである「三保松原」について、イコモスの十分な理解が得られていないことは非常に残念。引き続き、世界遺産委員会に向けて、『三保松原』を含めた登録がなされるよう万全を期してまいります」とのコメントを出した。



世界遺産登録が勧告された富士山＝山梨県富士河口湖町で4月27日、手塚耕一郎撮影

富士山 世界遺産へ